

——〇八年一月にアソシアが営業を開始して以来、好調に推移しておられますね。

本間 今年二月末の今期決算で契約数が八万件、収入保険料が二億円ぐらいになる見込みです。代理店も約六百店舗が稼動しており、スキーームはかなり順調にマーケットに浸透してきました。しかし、保険料をいたぐりという適正化を進めた結果、保険料単価が共済時代に比べて一千円ほど下がったことなどがあります。

——佐藤先生、消費不況で家計の中の保険料を切り詰めていく状況がある中、アソシアが好調にスタートした背景はどう見ますか。

佐藤 保険業界全体に再編の動きがあり、少額短期保険も六十社ほどある中で、アソシアのようにきちんと利益を確保している会社はそう多くはありません。その要因として顧客ターゲットを絞り込んだ点があると思います。

本間 まず、商品とターゲットマ

力によって保険に対するニーズは掘り起こせるようですね。

佐藤 この未経験の不況にも関わらず、過去最高益を上げている企業はあります。その要因として三つのポイントが挙げられます。一つはコミュニケーション。企業と顧客、あるいは顧客同士のコミュニケーションを重視していること。もう一つがエコもしくはグリーン。三つ目が廉価、価格競争力。この三つのどれかをもつていることが好調の要因と考えられます。その点、アソシアは一番目の価格競争力をもっている。また、コミュニケーションの部分もあるのではないかと思う。対顧客、あるいは対保険販売代理店とのコミュニケーション。ここのことろを工夫されているのだと思う。

本間 保険業法改正により、今年三月三十日までに、一千人以上の被保険者を抱えている共済事業者は、少額定期保険もしくは損害保険会社に対して契約を移管しなければなりません。当社でも、共済事業者からの四万件の移管が完了しておわり、あと二万件を二月二十一日までにお引き受けします。これにより、



本間社長（左）と佐藤教授（右）

少額短期保険「アソシア」 ターゲット絞込みで 好調推移の創業一年目

**本間 貢禎氏 アソシア代表取締役
佐藤靖氏 青山学院大学教授**

保険業法改正により、〇八年一月から「少額短期保険」として営業を開始したアソシア。好調に推移する背景を、アソシアの本間貢禎社長と、企業経営に詳しい青山学院大学・佐藤靖教授が語り合った。

——ターゲットを明確にしました。総合保険会社ではなく、賃貸マーケットだけに対して「家財総合保険」という単品の保険を販売しています。これにより事業費率が極端に圧縮できました。また、人員削減や、外注の有効活用で事業費を削ったことも、利益確保につながっています。商品の単一化、マーケットの単一化、外注の有効活用。この三つがうまく関連

して収入保険料の確保と利益につながっていると思っています。

佐藤 もうひとつ、アソシアは不動産に関わる保険会社ですが、不動産業界が厳しい状況にあるにも関わらず順調に成長している点は興味深かったです。

本間 おそらく分譲系、デベロッパーをマーケットにしていたら不動産不況の波に飲まれていたと思うま

して、収入保険料の確保と利益につながっていると思っています。

佐藤 もうひとつ、アソシアは不動産に関わる保険会社ですが、不動産業界が厳しい状況にあるにも関わらず順調に成長している点は興味深かったです。

本間 おそらく分譲系、デベロッパーをマーケットにしていたら不動産不況の波に飲まれていたと思うま

す。当社は、賃貸マーケットに特化しているので、その波の影響はかなり少なかつたと言えます。

本間 たとえば、家賃二十万円超といった高級賃貸は空率が目立っています。消費低迷に伴い賃料相場が下がっているのも事実です。また、保険料が高すぎるということで仲介ができないケースもあります。そのため当社では、消費低迷、賃料相場が下がっている中で保険にきちんと加入していただけた工夫をして対応しております。

——具体的にその工夫とは。

本間 まず、保険料が一万円ぐら

いの商品プランを追加してお客様が入りやすくしました。また、通常の保険だと事故が発生した際に五千円とか一万円の自己負担金があるのですが、当社の場合はそれがゼロ。その分、保険金請求があれば、そのままお支払いできます。この辺りも消費者の方には好評をいただいていると思います。

——景気の如何を問わず、企業努

めで保険料を代理店から当社に振り込んでいただく方式です。ですから毎日、キャッシュフローの動きが手に取るように見えます。もちろん法に従ってディスクロージャー誌を作成して、決算、財務もきちんと開示しております。創業一年で、安心して保険にご加入していただける会社になつたという自負はあります。

——最後に、アソシアの今後の課題についていかがですか。

佐藤 戦略的にいえば、環境変化にどう対応するかということになります。そう考えますと、保険会社の場合、法律の問題が出てきます。

本間 おっしゃる通り、今後、改正された新しい保険法が施行されますが、保険業法が業者を規制するのとは別に、新保険法は契約者を守る法律です。これにより、契約者に不利な条項は約款等でかなり変更されます。当社の商品、約款がどれほど影響を受けるかについては現在、分析中ですが、より消費者サイドに向います。

——具体的にその工夫とは。

本間 まず、保険料が一万円ぐら

いの商品プランを追加してお客様が入りやすくしました。また、通常の保険だと事故が発生した際に五千円とか一万円の自己負担金があるのですが、当社の場合はそれがゼロ。その分、保険金請求があれば、そのままお支払いできます。この辺りも消費者の方には好評をいただいていると思います。

本間 おそらく分譲系、デベロッパーをマーケットにしていたら不動産不況の波に飲まれていたと思うま